

犬山市議会第 5 2 号議案

和解及び損害賠償の額を定めることについて

公用車による事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 3 日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、公用車による事故に関し、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、相手方と和解するため必要があるからである。

1 事故の概要

(1) 日時及び場所

令和6年11月22日午後1時40分頃

犬山市羽黒鉾添一丁目4番地

(2) 状況

町会長に回覧等の文書を配達するため市道羽黒東４２７号線を東進し、市道前原朝日線に合流しようとしたところ、市道前原朝日線を走行中の相手方車両と接触し、相手方に頸部挫傷等の傷病を負わせた。

2 損害賠償の額

5 9 9 , 7 8 4 円

3 和解の内容

上記の事故により相手方に医療費 123,870 円、通院費 1,260 円及び慰謝料 624,600 円の合計 749,730 円の人身損害が生じたため、人身損害の額に対する当該事故における犬山市の過失割合 80%に当たる 599,784 円のうち、既に支払った医療費 123,870 円を差し引いた 475,914 円を犬山市が相手方に対し損害賠償として支払う。

4 和解の相手方
